

## 平成26年度事業評価結果に対する検討結果報告書

事業番号	事業名	事業担当課
5	さわやか条例と環境美化啓発事業	循環型社会推進課

事業評価の判定結果	市の対応方針
見直し	見直し

### 1 概要

主な見直し事項
事業内容の整理

対応方針等の具体的内容
同一事業に複数の取組が混在しているため事業目的が不透明になっている等の理由により見直しとの評価を受けました。これを受け、今後は、市民等の活動の支援に重点を置き、環境美化に努めていくこととし、市民の活動を支援する取組を環境美化支援事業とすることとしました。一方で、さわやか条例の啓発に関する取組は開始後一定年数が経過したことから、啓発物品等の見直しを行った上で、資源循環庶務事業に含めることとしました。

財政的効果		
平成27年度予算額(案) (千円)(A)	平成26年度予算額 (千円)(B)	差引額(千円) (A)－(B)
7,104	7,215	▲ 111

特記事項
事業の整理に伴い啓発物品等の見直しを行い、消耗品等に係る予算を174千円削減しましたが、一方で、クリーンひらつか指導員の賃金改定に伴い増額が発生しています。

※平成27年度予算額(案)は、平成27年度平塚市各会計予算が平塚市議会で可決されることによつて確定するものです。

## 2 各意見等に対する見解

### 作業メンバーの意見、作業シートの記載内容に対する見解

#### (1) 事業の成果と構成について

- ・事業の効果を測定しにくい事業区分となっていることが問題。
- ・市民の美化意識・・・成果としては各指定場所の定点観察をしては？
- ・さわやか条例等で行われる市民が意識をもって進める事業とまちづくりとしての美化の事業を整理して考えていくべきではないでしょうか。

(検討結果等)

市民等の活動の支援に重点を置き、環境美化に努めていくこととし、市民の活動を支援する取組を環境美化支援事業とすることとしました。このことに伴い指標の設定も地区の活動状況を把握するものへと変更します。一方でさわやか条例の啓発に関わる事務は庶務事業に移管しました。

#### (2) 罰金の適用について

- ・さらにタバコ、花火のように禁止や罰金のような規制手法も検討すべき。
- ・路上喫煙禁止・・・罰金をとっては

(検討結果等)

現行の条例においても罰則規定はあります。

#### (3) 指導員について

- ・路上パトロール(警察OB2名)・・・他の目的と兼務しては？(例えば自転車チェックの人、青少年パトロール者など)
- ・さわやか条例が市民との協働により検討されたことを考えれば、日々雇用であれば、日数を減らす又は指導員も警察OBの人以外も導入するなどして対応しても良いのでは。

(検討結果等)

さわやか条例で規定する業務内容や指導件数の推移等から現体制を継続します。行政指導によるトラブルの可能性もあるため、警察の職務で培われた技術を今後も活用したいと考えます。

#### (4) 美化運動推進事業補助金について

- ・美化運動の補助金とモデル地域の希望受付は見直すべき(いらない?)
- ・美化推進事業補助金は、使い道など含めて再検討されたい。特に生ゴミ、資源ゴミなどまだまだ美化の面から問題がある。

(検討結果等)

交付金的な事業の性格を持つ本補助金は、市民全体の美化意識を高揚・維持するためには最低限必要な経費であると考えます。

#### (5) その他について

- ・地域は地域で努力しているが、限界もある。市も美化推進の大きな部分から指導してもらえたらと思います。

(検討結果等)

美化推進モデル地区の取組やさわやか条例の啓発に引き続き努めます。